

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

一 超富裕層に対する税務当局の資産状況管理体制一

平成 26 年より施行された国外財産調査報告制度、平成 27 年 7 月 1 日より適用開始となった出国税制度(国外転出時課税制度)、また今月から配布が始まるマイナンバー制度がありますが、これらは富裕層に対しての課税強化制度という側面があると考えられます。

上記制度も含め、近年、富裕層に対しての管理調査体制が強化されており、今回のタックスレビューでは、重点管理富裕層(以下、「超富裕層」)に対する税務当局の資産状況管理体制についてご紹介したいと思います。

1. 超富裕層指定をすることの目的

ある個人を超富裕層として特定することにより、個人と、その個人が役員等を務める法人等については、所得課税、資産課税、海外取引における課税関係等を含めて中長期的な管理をし、当局による総合的な調査を実施するためと考えられます。

このような体制は、現在、東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局で行われていますが、今後は全国的に行われると見込まれています。

2. 超富裕層の判定基準

超富裕層の判定は下記基準に基づき行われると考えられています。

判定基準	該当者
①形式基準	見込保有資産総額が特に大きい者
②実質基準	形式基準に該当しない者のうち、一定規模以上の資産を保有し、かつ、国際的租税回避行為その他の富裕層固有の問題が想定され、重点管理富裕層として特に指定する必要があると認められる者

①の形式基準では「見込保有資産総額が特に大きい者」が超富裕層と判定され、判定にあたり基準金額は不明ですが一定の金額基準が設定されているようです。②の実質基準では「一定規模以上の資産を保有」とされ、①の形式基準の場合の資産総額と異なり、単純な金額基準ではないようです。

超富裕層かどうかの判定は、まず保有する資産金額で形式的に①の資産総額基準を満たすか判定され、①を満たさない場合には、対象者の実態から②の実質基準を満たすか判定されることとなります。

3. 超富裕層に指定された場合

超富裕層に指定された場合、「重点管理富裕層名簿」に記載され、超富裕層とその関係者、また関連する法人を含め包

括的にグループ管理されることになります。

「重点管理富裕層名簿」は、試行部署(課税第一部統括国税実査官)から国税庁に提出され、国税庁を経由して管理対象者の関連法人等を所轄する国税局と共有され、その名簿は局内の関係各部課と所轄の税務署でも共有されることになります。

4. 超富裕層に指定された場合の取扱

超富裕層に指定された場合は下記の 3 つのグループ(A、B、C)に区分され、それぞれ異なる対応が行われることになります。

区分	該当者	対応
A	課税上の問題が想定され調査企画の着手が相当と認められる者	管理対象者グループに係る課税上の問題点の抽出等に必要な資料情報を集約・分析し、国税局課税総括課は、試行部署との協議を経て調査企画部署に調査企画を指示する。この調査企画が終了するまでは、管理対象者の関連法人等(国税局調査課所管法人を除く)を含め、原則として局署での調査は実施しないものとする。
B	課税上の問題は顕在化していないものの多額な保有資産の異動が見受けられるなど継続的な注視が必要と認められる者	管理対象者グループにおける保有資産の動向や不審取引の有無等を多角的に分析するため、有効な資料情報の収集・蓄積に積極的に取り組む。関連法人等を含め原則として局署での調査を実施してもよいが、調査の際に、試行部署が調査担当部署等に対して、管理対象者グループに関する多角的な検討・分析に有効な資料情報の収集等を具体的に指示等する。調査が予定されていない関連法人等についても、管理対象者グループに関する有効な資料情報の把握等のため必要と認められる場合、局課税総括課は試行部署と関係部署との協議のうえ、適時に関連法人等への調査の実施を指示等できる。
C	A、B区分のいずれにも該当せず経過観察が相当と認められる者	関連法人等を含め原則として局署での調査を実施してもよいが、調査の際には、管理対象者グループ又は富裕層一般の投資行動等に関する有益な情報を入手できるよう、国税局課税総括課が試行部署と協議の上、調査担当部署等に収集等すべき事項を具体的に指示等する。

A 区分に分類された対象者は、既に課税上の問題が想定されており、調査企画終了までは、関連法人等も含め局署での通常の調査は原則しないという対応がされるようです。B、C に区分された対象者は、課税上の問題はまだ現れていないため、継続的に管理をする対応がとられ、関連法人等も含め局署による通常の調査が行われる場合は、資料情報の収集等を指示等する体制になっているようです。

なお、超富裕層の指定と、その管理区分の判定は毎年 5 月末までに行われることとされており、随時、指定や区分は見直されることが考えられます。超富裕層としての指定を解除された者、関連法人等から削除された者の資料情報は、局内の関係部署に提供されることになっています。

上記内容に係らず、会計・税務の疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務通信 3372 号、3376 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務